

障害児の通園施設の在り方について (意見具申)

平成8年3月29日

中央児童福祉審議会(障害福祉部会)

はじめに

障害のある子どもの成長過程に応じて、早期から適切な療育を提供していくことは、その後の各ライフステージにおける生活の質に大きな影響を与えるものであり、地域における療育の場として精神薄弱児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設(以下「通園施設」という。)は大きな役割を果たしてきた。

一方、国際障害者年以降、ノーマライゼーションの理念が着実に定着するなかで、障害の種別、程度にかかわらず、地域において家族と一緒に生活しながら身近なところで必要な療育を受けたいというニーズが高まる一方、通園施設の整備の地域的偏在が生じている中で心身障害児通園事業等の様々な地域療育の展開がみられるなど、今後、通園施設が果たす役割については再検討が必要となってきた。

これらのことから、中央児童福祉審議会の障害福祉部会は、平成5年12月6日以来、通園施設の今後の在り方について、療育システム全体における機能・役割を含めて、審議を行った結果、今般、次のとおり基本的な方向について意見がまとまったので、ここに意見具申する。

1. 問題の所在

(1) 昭和54年の養護学校の設置(就学)の義務制の実施によって、障害児も全員が就学可能となり、通園施設利用者の大半が学齢前児童で占められている状況から、早期療育の場としての役割がこれまで以上に期待されている。また、最近における

ノーマライゼーションの理念の着実な浸透に伴い、障害のある児童についても、入所施設において長期にわたる療育生活を送るという施設志向の考え方から、可能な限り家族とともに暮らしながらより身近な通園による療育を求める在宅志向の考え方が強まってきている。

現在の障害の種別に応じた施設体系は、専門性の高い指導、訓練を受けるという面においては大きな意義を有してきたが、一方で、通園に容易な場所に通園施設があったとしても、障害の種別がその対象と異なると利用することができず、結果的に遠距離の施設に通園するか、あるいは通園をあきらめることとなり、より身近な場所で療育の場を確保したいというニーズに十分対応できないという状態が生じている。

- (2) 障害の重度化、重複化の状況がみられる中で、現在の障害種別による施設体系の下では、いずれかの障害種別の施設に通園せざるを得ないが、例えば、精神薄弱児通園施設には最低基準上、肢体不自由の指導訓練に必要な専門職員を配置することとなっていないなど、重複する障害児等に対する処遇体制が十分整備されていない。
- (3) 通園による療育の場としては、通園施設のほか、市町村が実施する心身障害児通園事業の推進が図られるとともに、平成元年度からの重症心身障害児通園モデル事業の実施や地方自治体の独自の療育事業の実施など、多様な療育サービスが展開されてきている。通園施設とこれらの事業の役割分担が必ずしも明確でなく、通園施設の持つ専門的な療育機能が地域療育の質の向上に十分に活かされていない。

2. 今後の通園施設の在り方について

通園施設の在り方については、前述のような現状及び問題点を踏まえ、従来からの専門的な指導訓練体制を確保しつつ、その機能を次のような方向で見直しを図る必要がある。

- 現在、障害種別ごとの体系となっている通園施設については、障害児通園施設（仮称）として一本化し、障害の種別を超えた利用が可能となるよう、現行制度の見直しを図る。
- その具体化に当たっては、現行の精神薄弱児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設の施設種別を当面は維持しつつ、異なる障害のある児童を受け入れるに際しては、次に掲げる事項について、一定の基準を設ける等により、障害児の療育に支障が生じることのないよう運営体制において十分配慮することが必要である。
 - ア) 障害種別ごとの受け入れ児童数
 - イ) ア) に応じた専門職員の配置
 - ウ) 施設の整備、設備
- また、市町村が実施する心身障害児通園事業や障害児保育等地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の支援に向けて充実強化していくことを検討する必要がある。
- 重症心身障害児の通園事業は、昭和63年10月の中央児童福祉審議会重症心身障害児（者）対策部会において提言され、現在、重症心身障害児施設等を利用してモデル的に実施されているところであるが、運動機能の低下防止、自立の促進、保護者に対する療育技術の習得等の効果があがっており、今後は、その設置・運営形態やサービス内容の検討を加えつつ、本格的な実施を目指すべきである。

3. その他

- (1) 通園施設の見直しに当たっては、今後当面の運営の実態をみながら、通園療育の場としての専門性の確保に配慮しつつ、標準的な職員配置や措置費体系における見直しなど引き続き検討し、望ましい通園施設に可能な限り、早期移行が図られるよう努力すべきである。
- (2) 自閉症等、特別な配慮が必要な障害児に対する

処遇の在り方については、通園施設における活動の実態や関係者の意見を踏まえながら、適切な対応を図る必要がある。

中央児童福祉審議会障害福祉部会委員名簿

(平成8年3月29日現在)

氏名	役職名
有馬 正高	東京都立東大和療育センター院長
石井 哲夫	こどもの生活研究所所長
○今泉 昭雄	社会福祉法人心身障害児福祉財団理事長
江草 安彦	社会福祉法人旭川荘理事長
大島 一良	秋津療育園名誉園長
北沢 清司	大正大学教授
小林るつ子	おもちゃ図書館全国連絡会代表
坂口 亮	心身障害児総合医療療育センター所長
佐々木正美	横浜市総合リハビリテーションセンター参与
鈴木 康之	東京小児療育病院院長
高松 鶴吉	西南女子学院大学保健福祉学部教授
田山 輝明	早稲田大学教授
手塚 直樹	社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会常務理事
長谷川泰造	長谷川総合法律事務所所長
八谷 祐司	財団法人日本精神薄弱者愛護協会副会長
丸山 勝一	全国療育相談センター長

○ 部会長 (敬称略；50音順)

（参考資料）

障害児通園施設の概要

施設種別	根 拠	設 備	職 員
精神薄弱児 通園施設 ・昭和42年度～ 施設数 222か所 定員 8,149人	【児童福祉法第42条の2】 ・精神薄弱児通園施設を規定 【最低基準第55条】 ・精神薄弱児通園施設を規定	・指導室 ・遊戯室 ・屋外遊戯場 ・医務室 ・静養室 ・相談室 ・調理室 ・浴室又はシャワー室 ・便所	・施設長 1人（30人未満は 児童指導員の兼務） ★・児童指導員 ★・保母 （児童指導員及び保母は乳幼 児4：1 少年7.5：1） ★・栄養士 1人（41人以上） ・事務員 1人 ・運転手 1人 ★・調理員等 2人 ★・嘱託医 1人
肢体不自由児 通園施設 ・昭和44年度～ 施設数 79か所 定員 3,260人	【児童福祉法第43条の3】 ・肢体不自由児施設を規定 【最低基準第68条】 ・肢体不自由児施設の一種とし て肢体不自由児通園施設を規 定	・医療法に規定する 診療所設備 ・訓練室 ・屋外訓練場 ・相談室 ・調理室	★・医療法に規定する診療所職 員 ★・児童指導員 ★・保母 （児童指導員及び保母は乳児 又は幼児10：1、少年20：1） ★・看護婦 ★・理学療法士又は作業療法士
難聴幼児 通園施設 ・昭和50年度～ 施設数 26か所 定員 860人	【児童福祉法第43条】 ・盲ろうあ児施設を規定 【最低基準第60条】 ・ろうあ児施設の一種として難 聴幼児通園施設を規定	・遊戯室 ・観察室 ・医務室 ・聴力検査室 ・訓練室 ・相談室 ・調理室 ・便所	・施設長 1人 ★・児童指導員・保母 } ★・聴能訓練担当職員 } 4：1 ★・言語訓練担当職員 } （ただし聴能・言語訓練担当 職員は各2人以上） ★・栄養士 1人（41人以上） ・事務員 1人 ★・調理員等 3人 ★・嘱託医 1人

（注）・職員の欄の★は、最低基準に規定のある職種。

・施設数及び定員は、平成6年10月1日現在。

障害児通園施設の設置状況

都道府県名	精神薄弱児通園施設			肢体不自由児通園施設			難聴幼児通園施設		
	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員	施設数	定員	現員
北海道	9	295	257	7	260	201	-	-	-
青森	3	105	71	-	-	-	1	30	23
岩手	1	50	43	-	-	-	-	-	-
宮城	5	125	96	-	-	-	-	-	-
秋田	1	30	30	1	40	40	2	60	60
山形	3	90	41	-	-	-	1	30	9
福島	2	90	17	1	40	32	-	-	-
茨城	2	80	64	-	-	-	-	-	-
栃木	1	40	29	1	40	29	-	-	-
群馬	2	70	70	-	-	-	-	-	-
埼玉県	14	449	351	3	120	66	1	30	22
千葉県	12	440	328	8	330	148	1	30	19
東京都	8	324	371	3	120	86	2	60	46
神奈川県	18	780	695	9	370	220	1	30	29
新潟県	3	97	78	-	-	-	-	-	-
富山県	5	150	87	1	40	32	1	30	11
石川県	2	80	46	-	-	-	-	-	-
福井県	1	30	6	-	-	-	1	30	21
山梨県	2	60	46	-	-	-	-	-	-
長野県	5	140	121	-	-	-	-	-	-
岐阜県	1	50	50	1	50	26	1	40	40
静岡県	6	260	412	-	-	-	-	-	-
愛知県	18	570	509	3	120	94	1	30	21
三重県	1	30	30	-	-	-	-	-	-
滋賀県	2	60	50	1	40	9	-	-	-
京都府	5	190	150	1	80	53	1	30	28
大阪府	25	1,174	951	18	780	641	1	30	29
兵庫県	11	460	399	10	410	345	1	40	25
奈良県	2	80	79	1	40	40	1	30	3
和歌山県	2	65	57	1	40	51	-	-	-
鳥取県	2	60	46	1	40	38	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	5	155	152	1	30	18	1	50	43
広島県	5	170	170	2	80	69	2	70	55
山口県	3	85	74	-	-	-	-	-	-
徳島県	3	90	82	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-	1	40	35
愛媛県	4	140	140	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-	1	30	15
福岡県	17	620	570	4	160	226	2	80	74
佐賀県	1	30	30	1	30	24	-	-	-
長門県	3	90	66	-	-	-	1	30	-
熊本県	2	60	35	-	-	-	1	30	30
大分県	1	30	30	-	-	-	-	-	-
宮崎県	3	120	88	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	1	35	35	-	-	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(入所率) 計	222	8,149	(86.5%) 7,052	79	3,260	(76.3%) 2,488	26	860	(74.2%) 638

(平成6年10月1日社会福祉施設等調査報告)